

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県県税条例及び新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

平成29年 7月21日

新潟県知事 米 山 隆 一